

令和6年1月25日

五所川原市教育委員会  
令和6年 第1回定例会  
提案及び報告事件綴

五所川原市教育委員会

## 目 次

1	報告第1号	議案に対する意見について（令和5年度五所川原市一般会計補正予算（第8号）案）	P	1
2	報告第2号	議案に対する意見について（五所川原市ふるさと交流圏民センターの指定管理者の指定）	P	2
3	議案第1号	令和6年度五所川原市学校教育指導の方針と重点について	P	4
4	議案第2号	五所川原市教育委員会スポーツ顕彰及び五所川原市教育委員会文化顕彰受賞者の決定について	P	7

## 報告第1号

### 議案に対する意見について

五所川原市長から意見を求められた下記議案について、緊急を要するため、五所川原市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成17年五所川原市教育委員会規則第5号）第6条第1項の規定に基づき、教育長において臨時に代理し、原案に同意したので、同条第2項の規定に基づき、これを報告する。

### 記

- 1 令和5年度五所川原市一般会計補正予算（第8号）案  
（教育委員会所管分）
- 2 参考資料（意見を求められた議案）  
別冊「令和5年度五所川原市一般会計補正予算（第8号）」のとおり。

## 報告第2号

### 議案に対する意見について

五所川原市長から意見を求められた下記議案について、緊急を要するため、五所川原市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成17年五所川原市教育委員会規則第5号）第6条第1項の規定に基づき、教育長において臨時に代理し、原案に同意したため、同条第2項の規定に基づき、これを報告する。

### 記

- 1 公の施設の指定管理者の指定について  
（五所川原市ふるさと交流圏民センター）
- 2 指定方法  
五所川原市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年五所川原市条例第65号）第2条第2項の規定に基づく任意指名
- 3 指定管理者となる団体  
特定非営利活動法人津軽芸術文化発信倶楽部 理事長 對馬 義光
- 4 指定期間  
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 参考資料（意見を求められた議案）  
別紙「公の施設の指定管理者の指定について」のとおり。

## 議案第 号

### 公の施設の指定管理者の指定について

下記のとおり公の施設の指定管理者を指定するものとする。

令和6年 月 日提出

五所川原市長 佐々木 孝 昌

### 記

- 1 指定管理者が管理する公の施設の名称  
五所川原市ふるさと交流圏民センター設置条例（平成20年五所川原市条例第2号）  
第2条に規定する五所川原市ふるさと交流圏民センター
- 2 指定管理者となる団体の名称  
特定非営利活動法人津軽芸術文化発信倶楽部 理事長 對馬 義光
- 3 指定管理者が管理する期間  
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 4 五所川原市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年五所川原市条例第65号）第2条第2項の規定による指名の理由  
特定非営利活動法人津軽芸術文化発信倶楽部は、指定管理者として平成21年度から五所川原市ふるさと交流圏民センターを管理運営してきた実績がある。  
施設の設置目的である芸術文化の振興及び住民福祉の増進を図るため、特定非営利活動法人津軽芸術文化発信倶楽部を五所川原市ふるさと交流圏民センターの指定管理者の候補として指名するものである。

### 提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものである。

議案第1号

令和6年度五所川原市学校教育指導の方針と重点について

令和6年度五所川原市学校教育指導の方針と重点を次のとおり定める。

# 令和6年度五所川原市学校教育指導の方針と重点

## ■ 方針

郷土に誇りを持ち、多様性を尊重し、創造力豊かで、新しい時代を主体的に切り拓く児童生徒を育成するため、教育は人づくりという視点に立って、学校運営に創意工夫をこらし、夢や志の実現に向け、知・徳・体を育む学校教育の推進に努める。

## ■ 重点

### 1 授業の充実

一人一人の子供が、「主体的・対話的で深い学び」を通して、「確かな学力」を確実に身に付けることができるよう、温かな人間関係の形成や学び合う集団づくりのもと、目指す資質・能力を明確にするとともに、言語活動の充実を図りながら、より効果的な学習活動となるよう工夫・改善に努める。

### 2 生徒指導の充実

一人一人の子供が、豊かな生活を送ることができるよう、家庭や地域社会及び関係機関等との連携を図りながら、協働的な指導体制の下で、心の結び付きを基調として支えるとともに、いじめや問題行動・不登校等の未然防止、早期発見・早期対応に努める。

### 3 道徳教育の充実

一人一人の子供が、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を生活の中に生かし、豊かな心を持ち、未来を切り拓く主体性のある人間になれるよう、「特別の教科 道徳」を要として、教育活動全体を通じて、他者と共によりよく生きる基盤となる道徳性の育成に努める。

### 4 特別活動の充実

一人一人の子供が、集団や社会の形成者としての見方・考え方を働かせ、様々な集団活動に自主的、実践的に取り組み、集団や自己の生活上の課題を解決していくことができるよう、必要な資質・能力の育成に努める。

### 5 体育・健康教育の充実

一人一人の子供が、生涯にわたって自ら進んで運動に親しみ、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフを送ることができるよう、家庭や地域社会との連携を図りながら、心と体を一体として捉え、健やかな体の育成に努める。

## 6 特別支援教育の充実

特別な配慮を必要とする子供が、発達障害を含む障害等による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するとともに、その持てる力を最大限に発揮して自立や社会参加ができるよう、一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援に努める。

## 7 キャリア教育の充実

一人一人の子供が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立ができるよう、必要な基盤となる資質・能力の育成に努める。

## 8 総合的な学習の時間の充実

一人一人の子供が、探究的な見方・考え方を働かせ、横断的・総合的な学習を行うことを通して、よりよく問題を解決し、自己の生き方を考えていくことができるよう、各教科等を越えた全ての学習の基盤となる資質・能力の育成に努める。

## 9 情報化に対応する教育の推進

一人一人の子供が、情報モラルを含む情報活用能力を身に付けることができるよう、一人一台端末をはじめとしたICT機器を適切に活用し、系統的・体系的な情報教育の推進に努める。

## 10 国際化に対応する教育の充実

一人一人の子供が、我が国や諸外国の文化と伝統について関心と理解を深めるとともに、郷土に対する愛着と誇りを培い、外国語によるコミュニケーションを図る資質・能力を育成し、国際社会に貢献できるように、国際理解教育の推進に努める。

## 11 環境教育の推進

一人一人の子供が、環境と人間との関わりについて関心と理解を深め、環境に対する豊かな感受性を養うことができるよう、環境保全に主体的に取り組む態度の育成に努める。

## 12 研修の充実

教員等の資質・能力を高め、教育活動の充実を図るため、計画的・実践的な研修の充実に努める。

## 議案第2号

五所川原市教育委員会スポーツ顕彰及び五所川原市教育委員会文化顕彰受賞者の決定について

五所川原市教育委員会スポーツ顕彰要綱（平成21年11月19日制定）及び五所川原市教育委員会文化顕彰要綱（平成22年10月28日制定）に基づき、下記のとおり五所川原市教育委員会スポーツ顕彰及び五所川原市教育委員会文化顕彰受賞者を決定する。

### 記

#### 1 受賞者

別添「五所川原市教育委員会スポーツ顕彰及び五所川原市教育委員会文化顕彰受賞者一覧」のとおり。

#### 2 顕彰日

令和6年2月23日